**鳥取県地域事務局**

**※以下、公募要領より抜粋**

　＜認定支援機関の方へ確認書作成にあたってのお願い＞

**不備とならないよう下記を十分にご確認の上、記載してください。**

　　１．認定支援機関ID番号については、認定支援機関自らが記入ください。なお、各経済産業局ホームページにID番号の記載がない場合は、認定を受けた各経済産業局にお問い合わせください。また、名称については、各経済産業局ホームページに記載されているものと一致させるようにしてください。

　　２．代表者名欄に記入する氏名は、認定支援機関の内部規定等により判断してください。

　　３．（１）競争力強化が見込まれる事項と主たる理由について、競争力の強化が見込まれる事項（上位３項目以上）をあげ、その理由を記載してください。

　　４．提案事業の客観的評価がある場合（提案事業の技術や手法等について、公的機関又はこれに準ずる機関からの技術評価やビジネス評価を受けている場合、中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づく経営革新の承認を受けている場合など）や提案事業の実施に当たり認定支援機関による支援を予定している場合には、その内容を「⑧その他」欄に記載してください。

　　５．本事業を円滑に実施できるよう当該申請者の事業について精算手続まで一貫した支援を行ってください。

　　６．採択後の事業実施においても、事業化に向けてのフォローアップをよろず支援拠点の活用等を通じて行うよう努めてください。支援計画表には、補助事業者の事業化（段階）の推進支援目標を記載してください。なお、フォローアップの状況を調査し、結果を公表する場合があります。

　　７．認定支援機関による事業化に向けたフォローアップを通じて得られた事業化率等の情報を、支援を実施した認定支援機関の単位でもって公開させていただくことがあります。

　　８．事業化状況の進捗は以下の５段階に区分されており、ものづくり補助金事業では「補助事業終了後５年以内に第３段階を達成すること」が必須目標とされています。



　＜認定支援機関の方へ　申請に際しての事業者の支援について＞

この度は電子申請のみの受付となりますが、公募要件である、「３～５年で付加価値額年率３％及び経常利益年率１％の向上を達成する計画」の入力にあたって、システム的に未達であってもチェックがかからず申請可能となっています。

従前は事務局がチェックをしており、不備の場合は、是正を求めておりましたが、この度からシステムによる申請＝受付けとなり、事務局のチェック等ができず、未達で申請された場合、要件不備で不採択となります。

認定支援機関におかれましては、当会がアップロードした様式に事前に入力するよう促していただき、認定支援機関として事前にチェックをしてください。

また、事業計画チェックツール等を使用して、事業計画が未達になっていないか、また、入力した伸び率等に間違いがないか必ずチェックを実施してください。

※小数点第２位以下切り捨てですので、四捨五入してしまうと未達になる可能性があります。（例） ５年後付加価値伸び率　14.9 四捨五入で15.0　では未達です。

以上、実施の上でシステムに入力→申請としていただきますようお願いいたします。